

江戸川および中川・綾瀬川流域 減災対策協議会

R8～R12年度の取組項目の改定

- ・概ね5年で実施する取組 修正・追加の内容
- ・R8～R12年度 優先的に実施する重点的取組の選定
- ・広域避難計画情報交換会の開催

1-1. 減災対策協議会設置の背景、目的

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害による鬼怒川の堤防決壊を契機とし、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、各地域における、河川管理者・都道府県、市町村等が一体となり、流域のハード・ソフト対策が一体的・計画的に推進されてきた
- 平成29年5月に「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、国管理河川において大規模氾濫減災協議会を組織することが義務付けられた
- 平成30年7月豪雨災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が行われ、その際に修正された防災・減災に係る取組方針をもとに、R3年度以降の本協議会における取組を推進しているところである

水防災意識社会 再構築ビジョン 背景と対策の概要

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策 各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

平成30年7月豪雨災害を踏まえた改定

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

- 「水防災意識社会の再構築」を加速させるため、「関係機関の連携体制」、「被害軽減の取組」、「防災施設の整備」等に関連するハードおよびソフト対策のメニューが拡充された
- この改定により定められた取組を基本として、本協議会におけるR3年度以降の取組を継続的にフォローアップしている

江戸川および中川・綾瀬川流域における減災対策協議会 減災目標とその達成に向けた取り組み(R3～R7年度)

4. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して令和7年度を目途に達成すべき減災目標は、以下のとおりとする。

※中川・綾瀬川流域も同様

【5年間で達成すべき目標】

江戸川流域の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた取組】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

(2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（参考資料－1参照）

(1) ハード対策の主な取組
各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
(1)～1 洪水を河川内で安全に流す対策			
① 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	T	R6年度	関東地整
② 多数の家庭や重要施設等の保全対策	T	R3年度	関東地整
(1)～2 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
① 防災行政無線の増設・デジタル化等の改良、防災ラジオの配布、メール配信サービスの導入等必要性の高い取組の実施	H I	必要に応じて実施	市区町
② 市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	R	必要に応じて実施	市区町
③ 洪水予測や水位情報の提供の強化	N	必要に応じて実施	関東地整
④ 河川防災ステーションの整備	P Q	引き続き実施	関東地整
⑤ 応急的な待避場所の確保	E F	必要に応じて実施	市区町
⑥ 渡河部の橋梁の流出防止対策の検討		必要に応じて実施	市区町 鉄道事業者 都県 関東地整

- 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定にあわせて、本協議会における取組方針もR3年度に改定
- 現在は、流域の減災目標を達成すべく、全43項目の防災・減災に係るハードおよびソフト対策の取組を実施している

1-2. (背景1) R6年度における本協議会の運営状況

➤ R5年度までのフォローアップでは、進捗状況の把握が充分にできていなかったため、R6年度より取組状況のフォローアップや進捗状況整理方法について見直しを行い、R6.3月の減災対策協議会 幹事会より運用を開始した

1. 取組状況フォローアップ アンケート資料

○：着手予定 -：予定なし			R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
課題	取組分類	目標時期	実施状況	実施内容	実施状況	実施内容	実施状況	実施内容	実施状況	実施内容
	—	完了								

修正

取組が完了していない理由を詳細に把握することが可能

①該当する取組の実施状況を記号で入力ください。			②該当する取組の実施内容を入力ください。なお、取組に該当しない場合は「対象外」と記入ください。			③実施状況が後退した理由を記入ください。 ※昨年度より実施状況が後退した場合のみ			④実施状況を「-」（予定なし）と回答した理由を記入ください。 ※実施状況を「-」（予定なし）と回答した場合のみ		
半予定	-：予定なし		取組分類	目標時期	実施状況	実施内容	実施状況が後退した理由および自由記入欄	メッセージ表示欄	実施状況が「-」（予定なし）となっている理由		
			—	完了							

記入する欄すべてに注意書きを追加しました。

2. 市区町の取組事例 説明資料

△△△の実施

〇〇市

資料3

実施概要等を記載してください

状況写真や図表等を添付してください

その他
・取組の経緯・背景
・取組内容の工夫点・留意点・課題
・取組による効果
などがありましたら、記載してください

協議会資料の視認性が向上
取組に関する情報も詳細に把握することが可能

修正

△△△の実施

〇〇市

資料3

(2)-1-1 情報伝達、避難計画等に関する事項

※提出時には赤字を消去してください

担当部署 〇〇市△課

実施機関 (参加した他機関があれば記載)

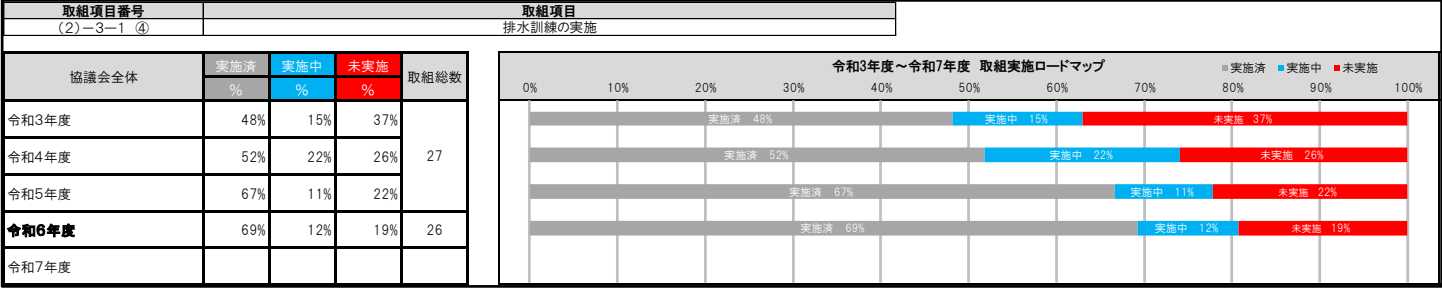
経緯・背景
(取組実施の経緯や背景を記載)
(記入例) 防災行政無線による避難勧告が聞き取れなかったという意見が多く寄せられ...

取組概要
(取組実施に際しての工夫点や留意点、残った課題を記載)
(記入例) 市民等への情報伝達方法の改善
令和5年度日本赤十字会の協賛により...
無償貸与：防災無線、防災行政無線...
有償貸与：1台3,000円で希望者へ貸与

取組内容の工夫点・留意点・課題
(取組実施に際しての工夫点や留意点、残った課題を記載)
(記入例) 工夫点：事前に...
課題：避難所となる施設や、避難確保計画を作成する必要がある...

取組による効果
(取組の効果や成果を記載)
(記入例) 〇〇市〇〇区の市民災害時に●時に避難情報伝達し、〇人が避難した...

3. (R6年度新規作成資料)経年的な進捗状況整理様式



各取組項目の毎年の進捗変化が把握
できる資料を新規作成

取組の進み具合を把握することが可能

1-3. (背景2) R3年度～R7年度における協議会の取組進捗状況

- 全42項目のうち10項目は、すでに取組が完了している状況であるが、多くの取組において半数程度の関係機関しか取組を完了していない状況であり、引き続き取り組みを推進していく必要がある
- 特に、目標年度が設定されている取組項目についても、目標年度を超過している、もしくは超過しそうにあるため、このような取組項目については注力的な支援を行い、早期に取組完了を達成する必要がある
- 広域避難計画の策定に関しては、協議会の場を活用した市町村間の協議の支援を望む意見もいただいている

取組が完了(実施率100%)している取組項目

- 洪水予測や水位情報の提供の強化
- 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
- 避難計画作成の支援ツールの充実 など

本協議会の「概ね5年で実施する取組み」全42項目のうち、13項目はすべての関係機関の実施が完了している。

目標年度や法的制約があるが取組が完了していない取組項目

- 隣接市区町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
- 多機関連携型タイムラインの検討
- 要配慮者利用施設における避難訓練、避難計画作成 など

一方で、目標時期がR3年度～R7年度に設定されている、もしくは法的義務があるものについて、実施率が80%未満となっており、さらなる取組の推進が必要である

広域避難体制の構築に関する自治体の声

- 「隣接市区町との協議の場が設けられなかった。」
- 「県に対して、広域避難の体制作りの実施について依頼中。」
- 「協議会の場で、避難場所の設定等の検討・調整を強く希望する。」
(“R6年度 取組実施状況に関するアンケート調査” 取組内容記入欄より)

上記のうち、「広域避難体制の構築」について、隣接市区町との協議の場を設けるために県や協議会に対して、検討体制の構築を要望する意見もいただいている。

1-4. (背景3) R7年5月 国交省通達 「大規模氾濫減災協議会の運用について」

- ▶ 令和7年5月13日に、国交省より「令和7年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」という通達があり、その中では令和7年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会については、令和7年度中に「地域の取組方針」を見直すよう記載されている
- ▶ このほか、現在運用しているタイムラインの内容の見直しを行うために、協議会等を活用する旨も記載されている

R7.5 国交省通達の主な内容

- ・ 協議会における「地域の取組方針」の見直し
協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしています。令和7年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、令和7年度中に「地域の取組方針」を見直すようお願いいたします。
- ・ 水害対応タイムラインの見直し
これまでに作成した水害対応タイムラインの関係機関との確認や、出水対応や訓練の際に明らかとなった課題の共有及びその課題に基づくタイムラインの見直し、更には流域タイムラインの作成の場として、協議会等の活用をお願いいたします。
なお、広域避難を計画している沿江市町村がある場合は、協議会等において、すでに水害対応タイムライン等を活用し、広域避難のきっかけとなる河川情報を提供するタイミング等について認識共有を図っている場合があります。広域避難の計画の検討において、水害対応タイムラインの見直し内容も含め、河川事務所等の知見を共有するなど、引き続き日頃からの備えの共有をお願いいたします。

概ね5年で実施する取組 項目の見直し

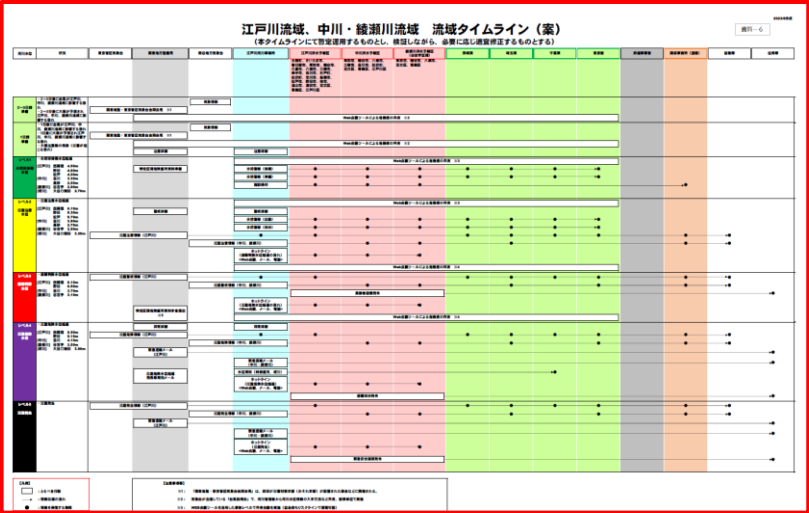
5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(参考資料-1 参照)

(1) ハード対策の主な取組
各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
(1)-1 洪水を河川内で安全に流す対策			
① 堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)			
② 本川と支川の合流部等の対策			
③ 多数の家屋や重要施設等の保全対策			
④ 重要インフラの機能確保			
(1)-2 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			

水害対応タイムラインの見直し



通達の内容を踏まえ、

- ・ 地域の取組方針(本協議会の「おおむね5年で実施する取組」)の見直し
- ・ 「水害対応タイムラインの検討」から「タイムラインの見直し」への更新

を実施する必要がある。

2. R7年度までの取組状況等を踏まえた「概ね5年で実施する取組」項目の見直し

- 国交省通達(R7.5)の内容を踏まえ、R3年度より運用してきた「概ね5年で実施する取組」として位置付けられる取組項目の見直しが必要である
- 取組項目の見直しを行う際には、「取組項目の追加」、「取組項目の修正および更新」の観点から検討を行う

国交省の通達(令和7年度出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について)
地域の取組方針(本協議会における、概ね5年で実施する取組)を見直すように記載



【令和7年度中に「概ね5年(R8～R12)で実施する取組」項目の見直しを実施】

【検討作業1】 中川・綾瀬川および江戸川 最新の河川整備計画、流域整備計画の整備内容確認

- 江戸川および中川・綾瀬川流域内における治水対策の変更内容などを確認し、取組状況を新たにフォローアップする必要性があると判断した場合には、取組項目を新たに追加し、R8年度以降フォローアップを行う。
- 具体的には、R3年度以降における本流域内の河川整備計画等の計画資料の変更内容を取りまとめたうえで、新たな治水対策の実施などが決定している場合、関連する関係機関の取組内容を「概ね5年で実施する取組」に追加する。

【検討作業2】 取組項目の修正および追加

- 国の防災・減災に係る最新の施策方針を踏まえ、現行の取組内容の修正および更新の必要性について検討を行う。
- たとえば、R7.6月には「第1次国土強靱化実施中期計画について」として、最新の防災・減災施策方針が閣議決定されており、計画期間内に実施すべき施策が公表資料に明記されているため、これも参考資料として活用する。

3. 取組項目の修正・追加のため確認を行った計画資料

- 取組項目の修正や追加を行う基礎資料として、中川・綾瀬川および江戸川における河川整備計画や流域水害対策計画などの各種整備計画資料のうちハードおよびソフト整備に関する内容を確認した。
- このほか、最新の防災・減災に関する施策を確認するため、国土強靱化基本計画の中期計画にあたる第1次国土強靱化実施中期計画の施策も確認した。
- 各種整備計画資料から整備内容を抽出し、現行の減対協取組項目と比較を行ったが、最新の整備内容で考慮すべき点は現行の取組内容の中に含まれていることを確認した。
- そのため、基本的には第1次国土強靱化実施中期計画の施策目標をもとに取組項目の追加・修正を行うこととした。

資料名	資料の内容確認結果
第1次国土強靱化実施中期計画(R7.6策定)	現在フォローアップしている取組項目に関する新たな動向が多数確認されたため、 本計画に記載された施策に基づいた取組項目の修正・追加を実施する
中川・綾瀬川河川整備計画(大臣管理区間)(R5.11変更)	ハード対策(堤防整備、河道掘削、排水施設の整備など)やソフト対策(洪水予報・水防警報の発表、水防活動の促進、避難の促進など)の内容について 取組項目に反映すべき新たな取組はないと判断した
中川・綾瀬川河川整備計画(県管理区間)(R7.3変更)	ハード対策(元荒川、星川など支川における河道整備や築堤など)やソフト対策(流況観測、避難情報提供、地域のコミュニティとの連携など)の内容について 取組項目に反映すべき新たな取組はないと判断した
利根川・江戸川河川整備計画(大臣管理区間)(R7.3変更) ※県管理区間の整備計画はR3以降変更されていない	ハード対策(河道掘削、堤防の浸透・浸食対策など)やソフト対策(防災教育の普及、水防活動の促進、水害リスク情報の発信など)の内容について 取組項目に反映すべき新たな取組はないと判断した
中川・綾瀬川流域水害対策計画(R7.3策定)	ハード対策の内容は中川・綾瀬川河川整備計画(大臣・県管理区間)の内容に基づいており、ソフト対策の内容は主に流域治水の枠組みで実施されるものであるため、 取組項目に反映すべき新たな取組はないと判断した
中川綾瀬川および江戸川流域治水プロジェクト2.0(R7.5更新)	ハード対策およびソフト対策の内容について資料の確認を行ったが、流域治水プロジェクトの整備内容については同流域の流域治水協議会でフォローアップされているため、 減災対策協議会で二重にフォローアップする必要はないと判断した。
国交省通達「令和7年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(R7.5発出)	「緊急速報メールによる洪水情報の提供」や「水害対応タイムラインの見直し」に努めるよう記載されているが、既に考慮されているため 取組項目に反映すべき事項はないと判断した

4. 第1次国土強靱化実施中期計画の施策を基本とした取組項目の修正・追加

- 第1次国土強靱化実施中期計画の施策のうち、下記の基準を満たす施策と現行の取組項目を比較し、取組項目の修正および追加の必要性を検討した。
- 取組内容や項目名の修正を行う項目は計6項目、新たな取組として計2項目を追加することとした。(その他、誤字修正あり)

【施策の抽出基準】

- 現行の取組内容と施策内容が概ね一致している
- 現行の取組内容の中で対象とする施設などが、施策で対象とするものと一致している(例:公共施設、渡河部の橋梁、など)
- 現行の取組項目には設定されていないが、外水及び内水氾濫による被害の軽減を目的とした施策内容である(例:地下駅の浸水対策、など)
- 施策の実施主体が国および県、市区町、鉄道事業者など減災対策協議会の関係機関である

※修正、追加箇所を赤字で表示

変更種別	取組項目名	変更・追加後 取組内容	第1次国土強靱化実施中期計画 施策番号および施策名
修正	(1)-2①防災行政無線の増設・デジタル化等の改良、防災ラジオの配布、メール配信サービスの導入等必要性の高い取組の実施	・防災行政無線の増設・デジタル化等の改良 ・ 防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段(障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段)の整備 ・防災ラジオの配布 ・メール配信サービスの導入等	9:住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化
修正	(1)-2③洪水予測や水位情報の提供の強化	・水害リスクラインによる水位情報の提供 ・設置目的に応じた水位計、河川監視用カメラの性能最適化・集約化等に向けた更新を順次実施 ・ 危機管理型河川監視カメラ(夜間の視認性を向上させたカメラ)による河川流況等の観測	3:河川情報等の充実
修正	(1)-2⑥渡河部の橋梁の流出防止対策の検討	・各施設管理者において橋梁の流出防止対策の検討を推進 ・ 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の洗掘・流失の対策 ・ 鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	42:渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策 47:鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
修正	(2)-2-1②重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施 ・ 消防団における風水害に対応した十分な資機材(排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣等)の整備	72:消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
修正	(2)-3-2①災害時及び災害復旧に対する支援	・災害発生時に地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実 ・ TEC-FORCE隊員の被災状況把握の高度化に向けた訓練、研修、講習 ・ 排水ポンプ車(高揚程化による機能強化)の整備	79:TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化
修正	(2)-3-2②災害情報の地方公共団体との共有体制強化	・DiMAPSを活用した災害情報共有を強化 ・ 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用 ・ 新物資システム(B-PLo)の操作訓練実施 ※対象関係機関を「関東地整」→「関東地整、都県、市区町」へ拡大	83:新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
新規追加	(1)-2⑦鉄道施設の浸水対策	・浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の整備	46:鉄道施設の浸水対策
新規追加	(1)-2⑧避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化	・防災拠点や避難地等の確保を図るための防災公園の整備 ・ 防災公園における非常用トイレの整備 ・ 防災公園における非常用井戸等の整備	100:避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化

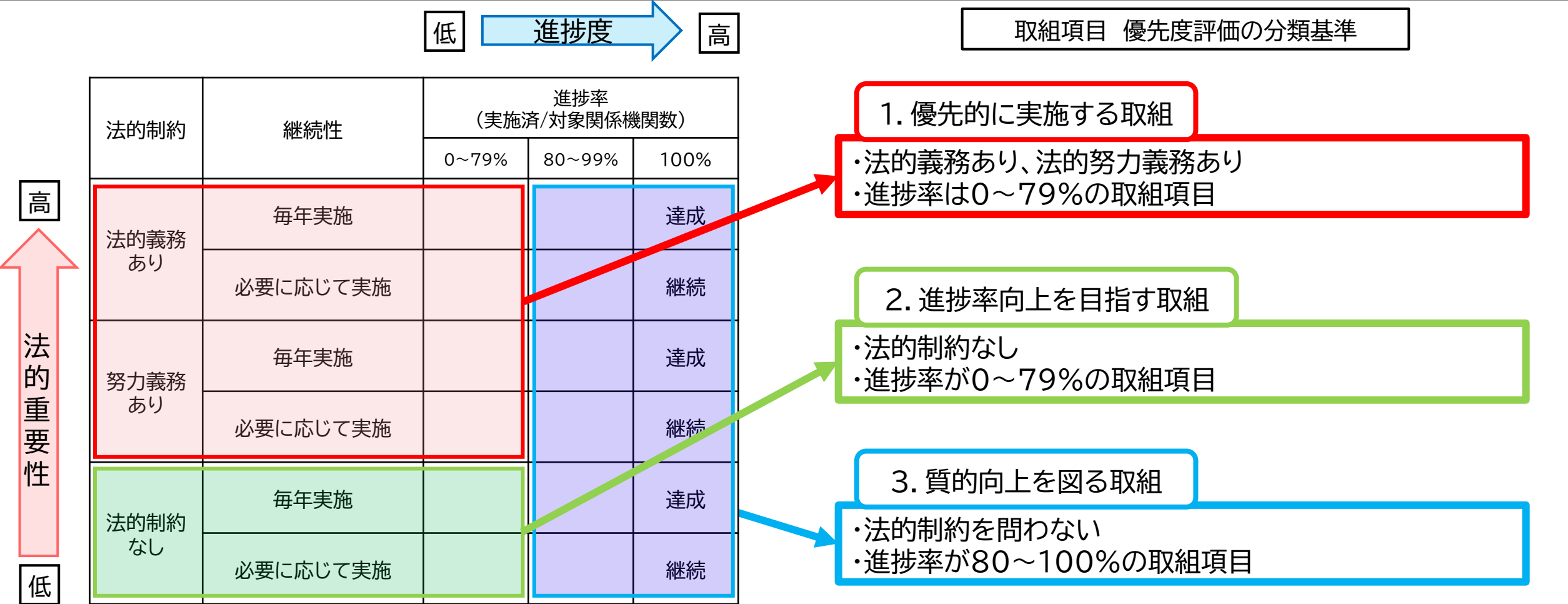
5. 全関係機関において取組が完了している項目の整理

- R6年度までのフォローアップアンケートで、全関係機関において取組が完了している取組項目の整理を行った。
- 取組が完了している項目のうち、「水害対応タイムラインの見直し」など、継続的に実施する必要性があるものについては今後もフォローアップを行うものとする。

対応	取組項目名	理由
完了	(2)-1-1④想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図は、今後、条件を変更した図面の見直し等を予定していないため
完了	(2)-1-1⑨防災施設の機能に関する情報提供の充実	堤防等河川管理施設の機能等について、定期的に住民等への周知を実施する体制がすでに構築されているため
完了	(2)-1-1⑩避難計画作成の支援ツールの充実	洪水浸水想定区域図の浸水ナビへの反映は既に完了しているため
完了	(2)-1-2⑦地域防災力の向上のための人材育成	市町村の取組を支援する専門家リストの作成は完了しているため
完了	(2)-3-1①排水施設、排水資機材の運用方法の改善	関東地整および都県の排水作業準備計画は既に作成されているため
完了	(2)-3-1③樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	排水施設の保守点検・メンテナンスを継続的に実施する体制が構築されているため
継続(変更)	(2)-1-2③気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 →(2)-1-2③新たな防災気象情報の普及啓発	R8年度から新たな防災気象情報(警報名称の変更など)が運用開始となるため、取組項目を変更して継続的にフォローアップ
継続(変更)	(2)-1-1⑧洪水予測や河川水位の状況に関する解説 →(2)-1-1⑧気象状況や洪水予測、河川水位の状況に関する解説	地元気象台からオンラインでの気象解説、台風説明会などによる自治体への対策支援を実施する予定のため、取組項目を変更して継続的にフォローアップ
継続	(2)-1-1①洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	毎年、市区町等関係機関と水害対応タイムラインの運用状況を共有することが取組内容であるため、継続的にフォローアップ

6-1.「概ね5年で実施する取組」 取組の優先度評価(R8年度以降 主な取組方針その1)

- 現在、協議会では取組項目毎の重要性について評価していないため、法的義務があるものや目標年度が設定されている取組項目について、十分なフォローアップがされておらず、早期に実施を完了する取組項目がある。
- そこで、令和7年度中に、見直しを行った「概ね5年で実施する取組」の項目をもとに、取組項目毎の重要性について評価を行い、協議会全体で優先的に取り組む項目を選定することで、重要度の高い取組の早期実施完了を図る。
- 取組項目の優先度評価については、下記のような取組項目ごとの優先度分類を行う。



6-2. 取組項目の優先度評価 見直しの実施(優先度評価の結果)

- 現行の取組項目および取組内容に対する修正・追加・削除を検討したあと、取組項目の優先度評価を実施した。
- 優先度評価を行う際には、「R6年度末における取組進捗状況」と「法的制約の有無」の観点から評価を行った。
- 3つの評価分類を設定することで、「取組実施の必要性」と「注力的な取組の必要性」を明確にした。

優先的に実施する取組

★:法的義務あり ◎:法的努力義務あり

1. ★隣接市区町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
2. ★要配慮者利用施設における避難計画の作成
3. ★要配慮者利用施設や地下施設、大規模工場における避難訓練
4. ★応急的な退避場所の確保

進捗率の向上を図る取組

1. 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)
2. 本川と支川の合流部等の対策
3. 多数の家屋や重要施設等の保全対策
4. 重要インフラの機能確保
5. 市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
6. 河川防災ステーションの整備
7. 渡河部の橋梁の流出防止対策の検討
8. 鉄道施設の浸水対策
9. 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化
10. 夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成及び避難誘導体制の構築
11. 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認
12. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
13. 多機関連携型タイムラインの検討
14. 鉄道事業者からの計画運休に関する情報提供等(連絡体制の構築)
15. 水害リスクの現地表示
16. 避難訓練への地域住民の参加促進
17. 共助の仕組みの強化
18. 排水設備の耐水化の強化
19. 排水訓練の実施
20. 災害時及び災害復旧に対する支援
21. 災害情報の地方公共団体との共有体制強化

質的向上を図る取組

1. 防災行政無線の増設・デジタル化の改良、防災ラジオの配布、メール配信サービスの導入等必要性の高い取組の実施
2. 洪水予測や水位情報の提供の強化
3. 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
4. ★水害ハザードマップの改良、周知、活用
5. 気象状況や洪水予測、河川水位の状況に関する解説
6. ◎防災教育の促進
7. 新たな防災気象情報の普及啓発
8. 適切な土地利用の促進
9. ★水防訓練の充実
10. 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
11. 水防関係者間での連携、協力に関する検討
12. 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組み)

6-3. 優先度評価の分類と重要な取組項目のフォローアップ方針

- 「進捗率の向上を図る取組」のうち、特に取組内容が重要である一部の項目と「優先的に実施する取組」については、取組上の課題に関するアンケートを従来のアンケートとは別に実施し、より詳細に課題を把握したうえで、課題解決のための注力的な支援策を講じる。

優先的に実施する取組

- ・隣接市区町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
 - ・要配慮者利用施設における避難計画の作成
 - ・応急的な退避場所の確保
- など

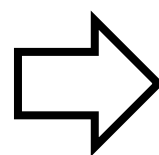
進捗率の向上を図る取組

- ・鉄道施設の浸水対策
 - ・渡河部の橋梁の流出防止対策の検討
 - ・災害リスクの現地表示
- など

質的向上を図る取組

- ・水防訓練の充実
 - ・防災教育の促進
 - ・防災行政無線の増設・デジタル化等の改良
- など

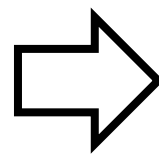
【フォローアップおよび支援の方針】



- ・各取組項目の課題や実態を正確に把握するために、別途アンケートを実施
- ・課題を整理したうえで、協議会の場を活用した注力的な支援をR8年度より実施していく

特に重要な取組内容の項目

上記以外の項目



- ・経年的な進捗状況を確認しながら、毎年フォローアップを継続していく

7. 重点的取組の選定 候補とする項目の考え方

- 前項の優先度評価の結果のうち、「**優先的に実施する取組**」と「**進捗率の向上を図る取組**」については、法的制約や進捗状況の観点から優先的に取り組むことが望ましい取組である。
- しかし、これらをあわせると計25項目と、取組が未完了の項目の約7割に相当する数であり、すべての取組に対する注力的な支援は現実的ではない。
- そこで、重点的取組として選定する項目は、「**優先的に実施する取組**」4項目は必須としたうえで、「**進捗率の向上を図る取組**」21項目のうち、特に重要な取組内容である項目を対象とする。以下に、重点的取組の候補とする項目と、その理由の概要を示す。

※赤字:第1次国土強靱化実施中期計画で示される施策

「進捗率の向上を図る取組」のうち、重点的取組とする項目(7項目)

1. (1)-2②市区町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
2. (1)-2⑥渡河部の橋梁の流出防止対策の検討
3. (1)-2⑦鉄道施設の浸水対策
4. (1)-2⑧避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化
5. (2)-1-1②夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成及び避難誘導体制の検討
6. (2)-1-1⑪市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
7. (2)-3-2②災害情報の地方公共団体との共有体制強化

【理由】

いずれの取組も防災活動、救命活動上において重要であり、取組の促進により比較的大きな被害軽減効果が期待できる取組である。また、上記取組の対象関係機関には概ね市区町が含まれており、流域の広い範囲における被害軽減に資する取組である。

「進捗率の向上を図る取組」のうち、重点的取組としない項目(14項目)

1. (1)-1①堤防と河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) など、関東地整のみが対象となる取組
2. (2)-1-1③避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認、(2)-3-1④排水訓練の実施 など
→毎年、継続的に実施する取組であるため、優先的な取組とはしない
3. (2)-1-1⑫多機関連携型タイムラインの検討
→専門部会なしでの進展が困難であるため、優先的な取組とはしない
4. (2)-1-2②災害リスクの現地表示等、防災意識の啓発に関する取組
→直接的な被害軽減効果が比較的小さく、取組が6割以上完了しているため、優先的な取組とはしない

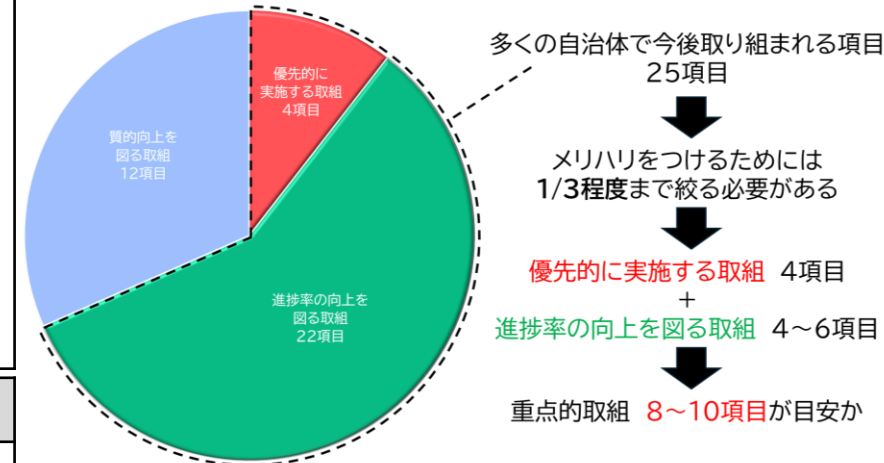


図.重点的取組の候補とする項目 考え方

8. 重点的取組の選定 結果

- 重点的取組の候補のうち、下記の取組を重点的取組として選定した。
- 今後、R8～R12年度においては、取組が未完了の取組項目全37項目のうち、11項目の取組に焦点を当てたメリハリのある取り組みとフォローアップを実施することで、重要な取組項目の着実な進捗改善を図る。

※赤字：第1次国土強靱化実施中期計画で示される施策

項目	優先度評価	選定理由
(1)-2②市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	進捗率の向上を図る取組	災害対策拠点となる市区町村庁舎、災害拠点病院の機能確保は防災活動上、優先すべき事項であると判断したため
(1)-2⑤応急的な退避場所の確保	優先的に実施する取組	指定緊急避難場所の指定が法的に義務付けられているため(災害対策基本法第49条)
(1)-2⑥渡河部の橋梁の流出防止対策の検討	進捗率の向上を図る取組	橋梁の流失防止による経済的被害の軽減効果は大きく、避難経路の寸断防止にも効果があるため
(1)-2⑦鉄道施設の浸水対策	進捗率の向上を図る取組	取組による被害軽減効果が大きく、第1次国土強靱化実施中期計画の中で特に推進すべき施策に位置付けられているため
(1)-2⑧避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化	進捗率の向上を図る取組	広域避難者の受け入れ先や防災行動拠点として都市部の限られた敷地を活用できる効果的な取組であるため また、広域避難計画情報交換会の開催も予定しており、並行して実施すべき取組である
(2)-1-1②夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成及び避難誘導体制の検討	進捗率の向上を図る取組	夜間の避難基準を新たに策定することにより大きな被害軽減効果が見込まれるため
(2)-1-1⑥氾濫形態に応じた隣接市区町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	優先的に実施する取組	広域避難に関する協定および民間団体の協力確保に関する協定締結が法律で義務付けられているため(災害対策基本法第8条)
(2)-1-1⑦要配慮者利用施設における避難計画の作成	優先的に実施する取組	要配慮者利用施設の避難計画の作成が法的に義務付けられているため(水防法第15条)
(2)-1-1⑪市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	進捗率の向上を図る取組	災害対策拠点となる市区町村庁舎、災害拠点病院の情報伝達体制確保は防災活動上、重要性が高いため
(2)-1-2④要配慮者利用施設や地下施設、大規模工場における避難訓練	優先的に実施する取組	要配慮者利用施設の避難訓練の実施が法的に義務付けられているため(水防法第15条)
(2)-3-2②災害情報の地方公共団体との共有体制強化	進捗率の向上を図る取組	第1次国土強靱化実施中期計画の中でも特に推進すべきとされている取組であり、災害に関する情報の中心的なプラットフォームの構築は優先すべきと判断したため

9. 広域避難計画情報交換会の開催(R8年度以降 主な取組方針その2)

- 広域避難体制の構築については、R7年度における実施割合が40%と特に低い取組であり、多くの市区町で避難場所の選定に関する協議が十分に進んでおらず、避難計画の策定に至っていない現状にある。また、協議会の場を活用した市区町間協議の調整を要望する意見もいただいている。
- そこで、R8年度より、広域避難計画策定の検討に関する情報交換会を開催し、「**広域避難計画に関する先行事例の共有**」と「**広域避難の課題を持っている自治体の問題の共有**」を実施することで、江戸川および中川・綾瀬川流域における広域避難体制の早期構築を支援する。

広域避難の検討に関する専門部会 関連資料

首都圏大規模水害広域避難計画モデル

令和7年3月
首都圏における広域的な避難対策の
具体化に向けた検討会

江東5区大規模水害広域避難計画

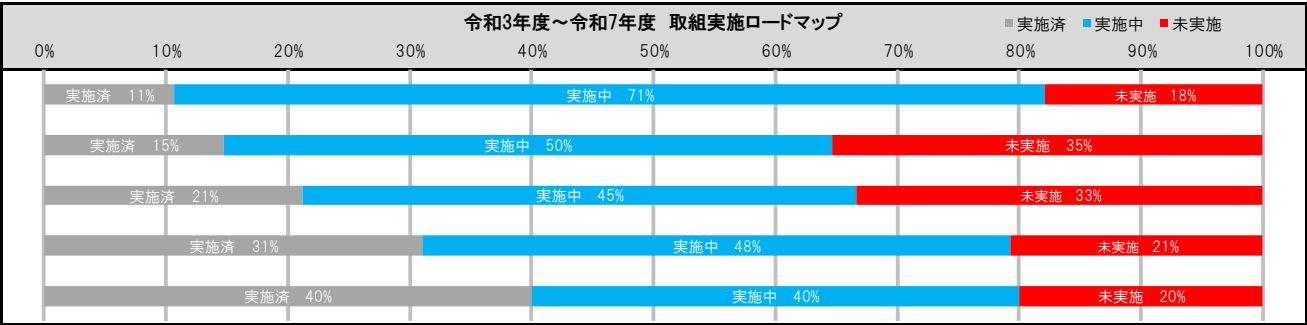
平成30年8月
江東5区広域避難推進協議会

- 本協議会のうち、「江戸川区、葛飾区、足立区」が、広域避難体制の検討に関する専門部会に所属している
- 上記のような独自の協議体に参加する自治体は、広域避難体制の構築に関する検討が比較的進んでいる
- 広域避難においては、県を跨がる調整を必要とする自治体が多くあるため、調整が難航していることが考えられる
- これらのことから、広域避難計画の策定を促進するため、市町村間及び都県間の協議を支援していく

取組項目番号	取組項目
(2)-1-1 ⑥	隣接市区町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等

※R3の対象取組機関や取組内容が他年度と異なる

協議会全体	実施済	実施中	未実施	取組総数
	%	%	%	
令和3年度	11%	71%	18%	28
令和4年度	15%	50%	35%	34
令和5年度	21%	45%	33%	33
令和6年度	31%	48%	21%	29
令和7年度	40%	40%	20%	30



本協議会における「広域避難体制の構築」に関する進捗状況

参考資料

第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策(個票)

内閣官房HP 参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

対応課題： (1)国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

概要： 外国人や障害者を含む全ての住民等が、災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができる、きめ細かい体制を構築するため、アドバイザー等の派遣を行い、ICT技術を活用した情報伝達手段の多重化・多様化を促進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

激甚化・頻発化する大規模災害に備え、住民への迅速かつ確実な災害情報伝達を実現するため、将来的には、全ての市区町村において防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備を完了させる。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
市区町村(全国1,741市区町村)における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段(障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段)の整備完了率	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体：

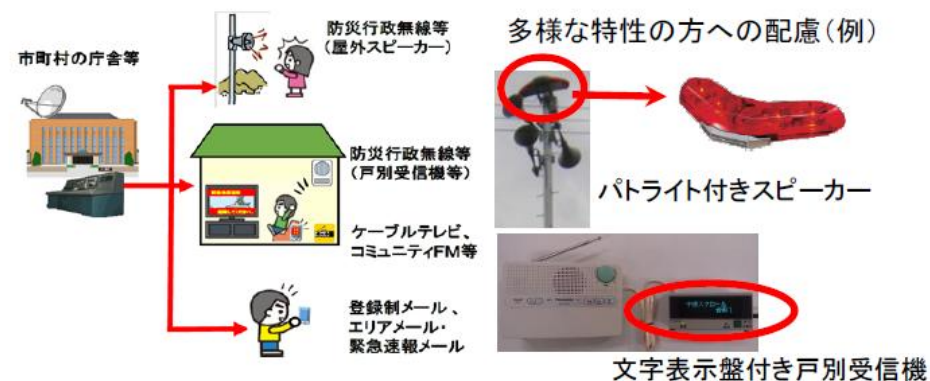
・国



アドバイザー派遣の様子



防災行政無線等の
屋外スピーカー



防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段

対応課題: (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

概要: 洪水時等における住民の迅速な避難行動等を支援するため、新技術も活用した河川流況等の観測、予測技術の精度向上等を図るとともに、迅速な被災状況把握や分かりやすい発信等に係るシステム整備等による危機管理の高度化を図る。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

新技術を活用した危機管理型河川監視カメラへの更新や最新の予測技術の導入などにより、河川流況等の観測の高度化や水系における効果的な事前放流等を支援するとともに、火山噴火時等における迅速な土砂災害対策を支援するためのシステムの導入により、住民の迅速な避難行動等を支援する。

< KPI・目標 >

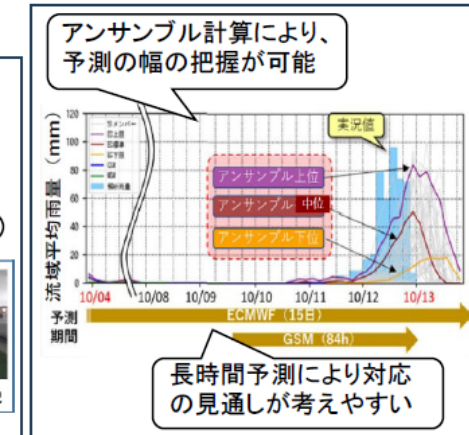
KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
国管理河川(約10,000km)において新技術(夜間の視認性を向上させたカメラ: 約2,400か所)による河川流況等の観測、危機管理の高度化を実現した割合	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)
国・水資源機構管理ダム等(152施設)において水管理の高度化に向け最新の水位予測技術(長時間アンサンブル降雨予測技術等)を導入しているダム等の割合	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)
周辺に住民や登山者等が存在する火山災害警戒地域に指定された火山(50火山)における土砂災害対策ナビゲーションシステムの構築完了率	0% (R6)	34% (R12)	100% (R22)

◆実施主体: ・国/都道府県/水資源機構 等

対策実施例



河川の状況把握



長時間アンサンブル
降雨予測の活用



ナビゲーション機能を備えた土砂災害対策を
支援するためのシステム

対応課題：（２）経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：頻発化・激甚化する自然災害により、大雨の影響で広い範囲で河川の氾濫や浸水被害が発生し、橋梁の流失、河川隣接区間の道路流失等が発生している。このため、通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、橋梁・道路の洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

緊急輸送道路のうち、被災時に通行止めが長期化する渡河部の橋梁や河川隣接区間等で、洗掘・流失対策や橋梁の架け替え等の対策を実施することにより、橋梁・道路の流失を防止する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
緊急輸送道路（約110,000km）における渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の洗掘・流失の対策必要箇所（約1,700か所（令和5年度末時点））の整備完了率	17% (R5)	67% (R12)	100% (R19)

◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村

対策実施例



国道121号 令和4年8月の大雨

道路流出の被災事例



国道49号 道路流失対策
(福島県いわき市)

道路流出の対策事例



熊本県道 令和2年7月豪雨

橋梁流出の被災事例



(一) 高島大津線
(滋賀県大津市)

架け替えの対策事例

対応課題：(2)経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋梁の架替えにより、豪雨による橋梁の流失・傾斜を防止する。異常検知システムの導入により、橋梁に傾斜等が発生した場合の列車の進入を防止する。

施策の目標・実施内容等

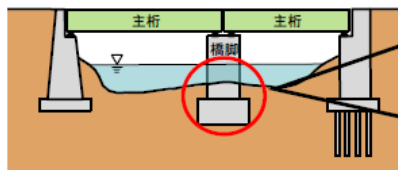
◆**施策の目標**： 既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策を完了し、鉄道の耐災害性を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
既往最大規模の降雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁（約380橋梁）の流失・傾斜対策の完了率	35% (R5)	80% (R12)	100% (R16)

◆**実施主体**：
・鉄軌道事業者

対策実施例



河川に架かる鉄道橋梁
(イメージ図)



石やブロックを設置し
河床を補強

洗掘防止工による対策



②
橋梁手前の信号で
列車を停止

①
橋脚の傾斜等の
異常を検知

異常検知システムの導入

対応課題：(3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

概要：大規模災害等に備え、地域防災力の中核を担う消防団の更なる災害対応能力の強化が不可欠であるため、消防団の車両・資機材について、新規配備や機能強化を伴う更新による更なる充実を図る。

車両：機動性が高い小型車両を中心に、教育訓練を目的とした救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

資機材：小型・軽量化された救助用資機材をはじめ、市町村等が行う消防団の資機材整備に対する補助

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

地域に密着し、迅速な初動対応が求められる消防団について、救助用資機材等を搭載した消防車両の活用により、実践的かつ効果的な教育訓練を通じた消火・救助等の消防技術の向上を図るとともに、情報収集、消火・救助等の多岐に亘る活動を安全かつ迅速に実施するための必要な救助用資機材等を整備し、更なる災害対応能力の強化を図り、より実効性の高い消防防災体制を構築する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
全消防団(全2,174団(令和6年4月時点))のうち、特に風水害に対応した十分な資機材(排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣)を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合	52.8% (R6)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体：

・国/都道府県/市区町村



小型動力ポンプ積載車(3.5t未満)



オフロードバイク

【消防車両のイメージ】



油圧切断機



チェーンソー



エンジンカッター・
電動カッター



ドローン



可搬消防ポンプ



排水ポンプ



ボート



救命浮環

【救助用資機材等のイメージ】

対応課題：(3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

概要：大規模災害発生時における被災自治体支援の備えとして、高度な専門性を有する多様な主体とTEC-FORCE等が被災地で一体的に活動するための官民連携の強化による新たな体制整備や、活動の迅速性・安全性・継続性を向上させるための資機材や装備品等の充実・強化を実施。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

被害状況把握の高度化に必要な資機材整備・訓練、災害対策用車両の整備、信頼性の高い通信機能を有する防災拠点の整備などを実施し、被災自治体への支援体制を確保する。

<KPI・目標>

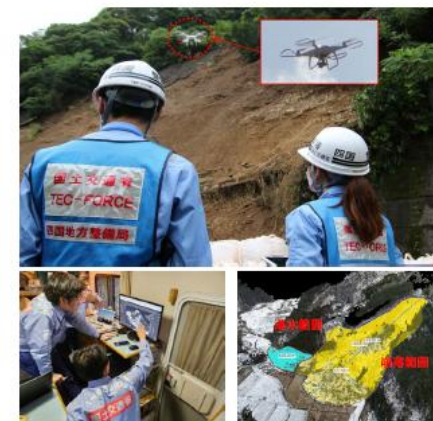
KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
TEC-FORCE(対象隊員数：約8,900人)による被災状況把握等の高度化(DiMAPSを始めとした情報集約ツールの開発等)への対応(訓練・研修・講習の受講)完了率	16% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
大規模氾濫等に対応(高揚程化による機能強化)するための災害対策用車両(排水ポンプ車：約240台(令和6年度末時点))の整備完了率	75% (R6)	83% (R12)	100% (R22)
国土交通省の庁舎等の防災拠点(対象：約890拠点(令和5年度末時点))のうち、信頼性の高いネットワーク(大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等)を運用できる防災拠点の整備完了率	29% (R5)	72% (R12)	100% (R17)

◆実施主体：・国

対策実施例



低軌道周回衛星を使用した衛星通信設備等の整備



被災状況把握の高度化に向けた資機材整備・訓練



災害対策用車両の整備
(排水ポンプ車)



防災拠点の整備
(多重無線装置の整備)

対応課題: (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

概要: 大規模災害発生時における防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有を確保するため、総合防災情報システムの都道府県及び他機関システムとの連携強化を図る「防災デジタルプラットフォーム」を構築する。

現場での改善要望等を踏まえ、より直感的かつ効率的に扱えるようにするための機能強化やユーザビリティの向上を実現した「新物資システム(B-PLo)」の運用を開始する。また、関係省庁や各都道府県、市区町村等を参加対象として、同システムを用いた災害対応訓練を実施する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

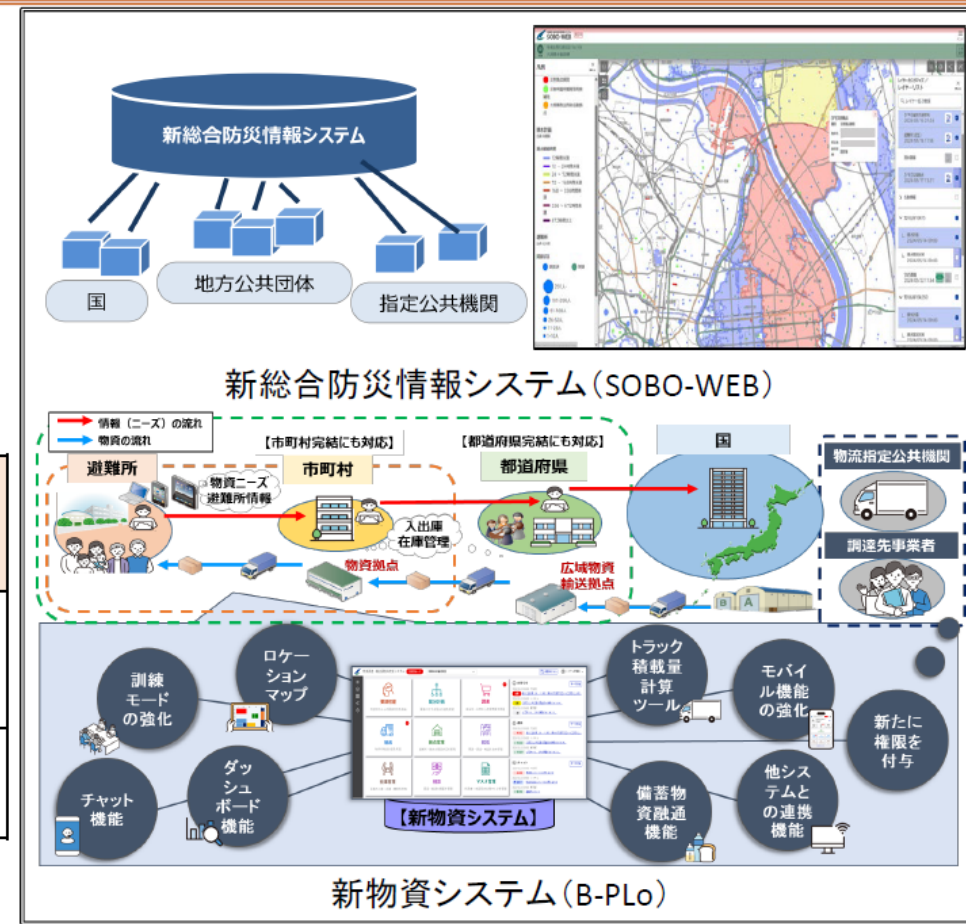
- 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用者である省庁、自治体、指定公共機関の1917機関全てが本システムを利用することにより、災害対応機関間の情報共有を円滑化し、迅速な災害対応を可能とする。
- 新物資システム(B-PLo)の情報及び習熟訓練の充実を図ることにより、迅速かつ円滑な被災者のニーズに合わせた物資支援を可能とする。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
地方公共団体等(1,917団体・機関)における新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用率	0% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
地方公共団体(1,788団体)における新物資システム(B-PLo)の操作訓練参加率	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体:

・国/都道府県/市区町村/指定公共機関/民間企業 等



対応課題：(2)経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

概要：止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。電気設備等の移設や止水板、防水扉等の設置により、電気設備等の浸水被害を防止する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標： 既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策を完了し、鉄道の耐災害性を確保する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等（約1,000か所）の浸水防止対策の完了率	38% (R5)	74% (R12)	100% (R24)

◆実施主体：

・鉄軌道事業者

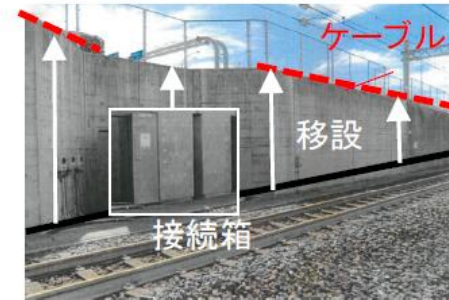
対策実施例



トンネル坑口・トンネル内
における浸水対策



地下駅出入口
における浸水対策



電気設備の移設による
浸水対策

対応課題 (5)地域における防災力の一層の強化

概要 地震災害や風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化を推進し、大規模災害発生時の危険から人命を保護するとともに、帰宅困難者の安全を確保する。また、円滑かつ迅速な救援・救護活動、復旧活動を可能とする環境を確保し、人命や社会経済活動への被害・影響を軽減する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園(全国268か所)の対策(避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備)完了率	48% (R5)	100% (R12)	100% (R12)
広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園(約1,500か所)における災害時に活用可能なトイレの確保率	17% (R4)	50% (R12)※1	50% (R12)※1
広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園(約1,500か所)における災害時に活用可能な給水施設の確保率	28% (R4)	50% (R12)※2	50% (R12)※2

※1 ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

※2 ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

◆実施主体: ・国/都道府県/市区町村

対策実施例

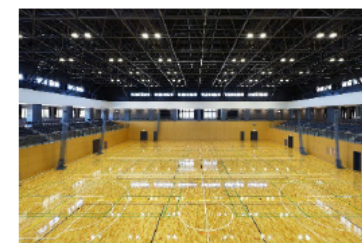
整備前:災害時の避難場所が不足

「菊陽町地域防災計画」にて指定緊急避難場所に位置付けられている菊陽杉並木公園は、町の中央部に位置し、熊本地震の際には町内外から多くの避難者が押し寄せ、長期にわたり車中泊等を余儀なくされた。



整備後:公園の拡張により防災拠点としての機能を強化

菊陽杉並木公園を拡張し、約850人の収容が可能な指定避難所となる総合体育館や屋外避難場所となる広場・駐車場等を整備。



対応課題：(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

概要：病院の診療機能を3日程度維持するため、災害拠点病院等における非常用自家発電設備の設置等を支援する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

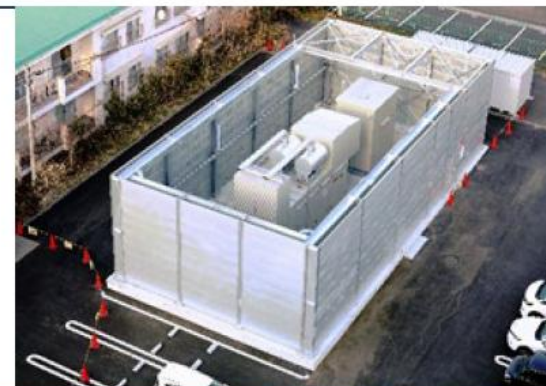
全国の災害拠点病院等における非常用自家発電設備の整備を完了し、災害時において病院の診療機能を3日程度維持する。

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
全国の災害拠点病院等（災害拠点病院（全国771施設）、救命救急センター（全国298施設）、周産期母子医療センター（全国328施設）及び二次救急医療機関（全国3,592施設））における非常用自家発電設備設置率	94% (R4)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体：

・災害拠点病院/救命救急センター/へき地医療拠点病院/へき地診療所/周産期母子医療センター 等



病院敷地内に設置された自家発電設備



病院敷地内に設置された自家発電設備